

基発第0926005号

平成19年9月26日

法務省刑事局長 殿

厚生労働省労働基準局長

特別司法警察職員の人員及び捜査活動状況について（回答）

平成19年9月10日付け法務省刑総第1236号をもって照会のあった標記について、別添のとおり回答いたします。

特別司法警察職員の人員及び捜査活動状況

種類	平成18年末現在司法警察職員数				平成18年 1年間の 送致(付) 人員数	左記送致(付)事件に関する 強制捜査権行使の種類回数								左記送致(付)事件に対する 検察官の最終処分結果				未 済				左記期間 中の警察 引渡し人 員数	備 考
	定 員	実 員				通 常 逮 捕	緊 急 逮 捕	現 行 犯 逮 捕	捜 索 差 押	検 証 身 体 検 査	鑑 定	起 訴	不 起 訴	家 裁 送 致	計	中 止	移 送	そ の 他	計				
		司 法 警 察 員	司 法 巡 査	計																			
	3832 人	3292 人	0 人	3292 人	2531 人	7	0	0	107	3	0	0	1026 人	1203 人	0 人	2229 人	0 人	0 人	302 人	302 人	0 人		

注1 「左記送致(付)事件に対する検察官の処分結果」の欄は、検察庁から送付される処分結果通知書に基づき計上してください。

2 同一送致(付)人員について被疑事実の別により複数の異なる処分が行われた場合は、当該処分結果区分の順序に従って最初の処分結果の欄に計上してください。

3 中止又は移送後に上記1の処分が行われた場合は、その処分結果の欄のみに計上し、未済欄には、計上しないで下さい。